

## 保育所におけるファミリーソーシャルワーカーの必要性

—K市での聞き取り調査と裁判記録を活用した死亡事例の分析からの考察—

○ 帝京平成大学 齋藤 知子 (会員番号 6029)

キーワード：児童虐待 裁判記録 ファミリーソーシャルワーカー

### 1. 研究目的

本研究の目的は、子どもに対する親からの虐待による死亡事件について、裁判記録等などから加害者側の供述や弁明などの司法的な視点を加味して検証を行い、虐待死に至るプロセスを明らかにすることで、児童相談所や市町村などの関係機関の有効な介入について検討することを目的とする。特に「児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシャルワークの検討」（帝京平成大学紀要第23巻第1号1頁～16頁）では、判例検討を行った13事例のうち、児童相談所が関与していたにもかかわらず死亡に至り、保育所が大きな役割を持っていた1事例について事例検討を行った。当該事例においては、保育所におけるソーシャルワークの必要性がポイントであることが明らかになりファミリーソーシャルワーカー導入を提言した。その結果を導き出す前段階として、「保育所における子ども家庭支援に求められている保育士の専門性について」（白梅学園大学・短期大学紀要 第44号33頁～46頁）、上記2つの論文を加味した結果を、本研究のテーマ「保育所におけるファミリーソーシャルワーカーの必要性」とする。

本研究は、平成23年度より「児童虐待死の司法福祉的分析とソーシャルワーク実践のあり方について」をテーマに科学研究費（基盤研究C）として助成金を受けた研究の一部である。

### 2. 研究の視点および方法

児童虐待防止法の制定や児童福祉法の改正がされているが、児童虐待による死亡事件が後を絶たない状況から、2006年から厚生労働省によって児童虐待死亡事例検証が行われ、現在、第7次までの報告されてきている。しかしながら、「本委員会が繰り返し提言を行い、国においてもさまざまな対応がされてきたにもかかわらず、痛ましい虐待による死亡事例が続いている」と述べられている。このように児童虐待の対策に効果が見えてこない状況の中で、本研究では、児童虐待死亡事件の裁判記録等を用いて、検証することで、児童虐待による死亡事件の加害者である親に近づき、「なぜ、虐待をして死亡させてしまったのか」という動機を知り、「どうすれば防げたのか」という裁かれる側の弁明を聞き、社会的背景を含めた、虐待に至り死亡させてしまった要因を検討する。さらに、子どもが死に至る前に、どの段階で誰がどのように介入することが、死亡事件を防ぐための効果的な介入であ

るかという視点で児童虐待防止の効果的な介入について考察するものである。

研究方法は、裁判記録の検証については、一部の事件については裁判記録閲覧申請を行い許可された資料について閲覧を行った。また判例として掲載されているものについては、判例研究の掲載誌を先行研究とする。保育所への調査については、2006年9月から2007年3月までに、Y県のX市内の22保育所（全24保育所）に訪問面接を行い、質問様式、アンケート用紙などは使用せず、聞き取りを行なった。

### 3. 倫理的配慮

本研究において行なった調査は、地名等は特定されないよう、アルファベット表記をし、聞き取り先においても、聞き取りした内容で個人が特定されないよう個人情報の保護について配慮した。また、裁判記録等の掲載については、すでに判例研究として発表されている法律データベースの先行研究の記載を引用する。

### 4. 研究結果

実際に判例検証を行った事例では、被害児の身体的な傷を保育士が連日発見し、加害親に状況を尋ねたが、それぞれの理由を説明される。保育所は市の福祉部児童課を通して児童相談所に通報した。その後、加害親と児童相談所の担当者と保育所も交えて面接を行い、加害親から被害児との関係で悩んでいることが打ち明けられ、カウンセリングを受けることになった。しかし、その後の保育所の対応は、加害親の迎えに対して、子どもと一緒に帰るのを嫌がったが、保育士は、被害児に対し頑張るように言葉をかけ、抱きしめて帰宅させ、その数日後に虐待により死亡に至っている。

子ども家庭支援を検討する中で、虐待を受けているおそれのある子どもや発達障害など支援が要する子どもの発見やその後の家庭支援に求められる保育所の役割は大変重要であると考え。聞き取り調査では、虐待に関する認識についても、通報しなければならないことはわかっている、判断基準が難しく、さらに通報した場合に保育所と保護者の人間関係が壊れ、子どもにとってさらに良くない状況になると考え、通報することが難しいと応えた保育所長が約8割以上であった。

### 5. 考察

本研究における判例の1事例からは、家族のSOSが保育所に届かず、児童相談所も適切な支援を行えなかった。児童虐待による死亡事件については、今後も、学校や保育所が第一義窓口になることがあると考え。保育所は本来の目的である子どもの保育が中心的な業務である中、保育者が相談援助を行うことは現実的には時間も技術も足りていない状況である。そこで、全国の全保育所（または一定規模の認可）に1名以上の相談援助が可能な、ファミリーソーシャルワーカーを配置することを提案する。